

添付法令資料 4 :

マネー・ロンダリング及びテロ資金調達の防止及び撲滅の枠組みにおける企業の  
受益者識別原則の適用に関する 2018 年 3 月 1 日付インドネシア共和国大統領令  
No.13 (目次)  
同月 5 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 企業の受益者の決定 (第 3 条ないし第 13 条)
- 第 3 章 受益者識別原則の適用 (第 14 条ないし第 22 条)
- 第 4 章 監督 (第 23 条及び第 24 条)
- 第 5 章 受益者情報の協力及び請求
  - 第 1 節 受益者情報の協力 (第 25 条ないし第 28 条)
  - 第 2 節 受益者情報の請求 (第 29 条)
- 第 6 章 経過規定 (第 30 条)
- 第 7 章 終則 (第 31 条)